

| 区分       | 男女の賃金の差異<br>(男性の賃金に対する女性の賃金の割合) |
|----------|---------------------------------|
| 全労働者     | 94.6%                           |
| 正社員      | 86.9%                           |
| パート・有期社員 | 79.3%                           |

対 象 期 間 : 令和5年事業年度 (令和5年4月1日~令和6年3月31日)

正 社 員 : 期間の定めなくフルタイムの労働者

パート・有期社員: 期間や労働時間が決められている労働者

※ パート労働者のうち正規職員と同じ所定労働時間であれば、  
時給制で働いている者については20日/月、勤務で1人を基準として、  
その他パートはそれぞれ所定労働日数から算出